

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 **更新**

経営の健全性、透明性、効率性を確保し、企業価値の増大を図るとともに企業としての社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであると認識し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制づくりを進めております。

尚、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況につきましては、情報を取りまとめ次第開示する予定です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	4,195,900	15.20
三菱電機株式会社	2,246,700	8.14
エス・エッチ・シー有限会社	2,118,600	7.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,688,400	6.12
株式会社C&I Holdings	1,098,700	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	585,600	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口)	552,400	2.00
株式会社シーブ商会	523,482	1.90
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	411,148	1.49
日本生命保険相互会社	409,552	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早川 吉春	公認会計士											
中原 都実子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川 吉春	○	・(株)カカコム社外取締役 ・(株)サンリオ社外取締役	・社外取締役選任理由 公認会計士としての専門的知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するべく、当社社外取締役として適任(社外取締役就任年月:2013年4月) ・独立役員指定理由 公認会計士としての専門知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営陣との間で利害関係を有することなく社外取締役としての職務を適切に遂行することが可能であり、また関係会社の業務執行者等にも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから、当社独立役員として適任
			・社外取締役選任理由 長年にわたる弁護士活動と、学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するべく、当社社外取締役として

中原 都実子	○	——	適任 (社外取締役就任年月:2015年4月) ・独立役員指定理由 弁護士としての専門的な知識、経験を活かし、経営陣との間で利害関係を有することなく社外取締役としての職務を適切に遂行することが可能であり、また関係会社の業務執行者等にも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから、当社独立役員として適任
--------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、会計監査人有限責任あずさ監査法人から定期的に会計に関する事項の報告を受けているほか、会計監査人による監査に同席するなどの連携を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、監査役会は、監査部と定期的に内部監査に関する情報交換を実施しております。また、監査部は監査役会との協議に基づき、監査役会が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 良二	弁護士													
野辺地 勉	公認会計士													
秋山 和美	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			・社外監査役選任理由 長年にわたる弁護士活動と、学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知識

木村 良二	○	——	見を有しており、これらを通して会社の経営に関して多くの知見を有していることから、当社社外監査役として適任 (社外監査役就任年月:2012年4月) ・独立役員指定理由 弁護士としての専門的な知識、経験を活かし、経営陣との間で利害関係を有することなく社外監査役としての職務を適切に遂行することが可能であり、また関係会社の業務執行者等にも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから、当社独立役員として適任
野辺地 勉	○	——	・社外監査役選任理由 長年にわたり監査法人に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらを通して会社の経営に関して多くの知見を有していることから、当社社外監査役として適任 (社外監査役就任年月:2012年4月) ・独立役員指定理由 公認会計士としての専門的な知識、経験を活かし、経営陣との間で利害関係を有することなく社外監査役としての職務を適切に遂行することが可能であり、また関係会社の業務執行者等にも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから、当社独立役員として適任
秋山 和美	○	——	・社外監査役選任理由 中央省庁に勤務した経験に基づき多くの知見を有し、これらを通して会社の経営に関して多くの知見を有していることから、当社社外監査役として適任 (社外監査役就任年月:2016年4月) ・独立役員指定理由 長年にわたり中央省庁に勤務した経験を活かし、経営陣との間で利害関係を有することなく社外監査役としての職務を適切に遂行することが可能であり、また関係会社の業務執行者等にも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れもないことから、当社独立役員として適任

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は平成24年4月26日開催の第52回定時株主総会および下記取締役会において、取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。新株予約権の総数および払込金額は以下の通りです。

【第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)発行】

- 取締役会決議日
平成24年4月26日および同年5月29日
- 新株予約権の総数
640個
(新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株です。)
- 新株予約権の払込金額
新株予約権1個あたり58,300円
(1株あたり583円)
(なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)

【第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)発行】

- 取締役会決議日
平成25年8月29日および同年9月26日

2. 新株予約権の総数
390個
(新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株です。)
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権1個あたり57,800円
(1株あたり578円)
(なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

○ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的として、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションを新たに導入するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示内容は、役員報酬及び株主総会決議に基づく退職慰労金の支給予定額

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬等は各取締役の職責と会社業績・個人成果を考慮して決定し、監査役報酬等は監査役会で決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特にありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行状況につきましては、組織運営、業務管理、法令遵守に関する各種の社内規程を制定し、適切に機能する体制を構築しております。

内部監査につきましては、内部監査を専門とする監査部が各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックしております。

監査役監査につきましては、監査役が実施しております。監査役は取締役会に常時出席するほか、社内の重要会議にも出席するなど取締役等の業務執行を十分に監査できる体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

当社は、コーポレートガバナンスにおいては、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要であると考えており、高い専門性及び独立性を有する、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役早川吉春氏と社外監査役野辺地勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役中原都実子氏と社外監査役木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役秋山和美氏は、長年にわたって中央省庁に勤務した経験に基づき、多くの知見を有しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、以下のすべての項目に該当しないことを選任基準としております。

- イ 当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
 - ロ 直近5年以内に当社グループの主要取引先(※1)の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
 - ハ 当社株式議決権の10%以上を有する株主(法人株主の場合はその業務執行者)
 - ニ 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者(※2)
 - ホ 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
 - ヘ 取締役の相互派遣関係にある者
 - ト その他当社グループと重要な利害関係にある者
- ※1 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。
※2 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

社外取締役2名及び社外監査役3名と当社の間に、人的関係、資本関係または取引その他の利害関係はありません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間前の発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度の導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	・議決権電子行使プラットフォームへの参加 ・招集通知の早期WEB開示（総会日4週間前）
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類を英訳

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算（半期）毎に決算説明会を開催し、当社経営陣から証券アナリストを通じて株主・投資家の皆様へ事業の状況と今後の方向性についてご報告・ご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.ryoyo.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略室長 鈴木 秀樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は国内全拠点（サテライトオフィスは除く）において「ISO14001（環境保全）」、「ISO9001（品質管理）」および「ISO27001（情報セキュリティ）」の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	会社情報を積極的に公開することで経営内容の透明性を高めると共に、株主・投資家の皆様の判断に必要な経営資料の提供を図るよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **資料**

当社は以下のとおり「内部統制システムの構築の基本方針」を定め、体制の整備に取り組んでおります。

イ 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
・ 当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。

・ 内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。

・ 取締役は定期的開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。

・ 監査部は各部門の業務の妥当性及び効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役及び監査役に報告される。

・ 法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。

・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとる、一切の関係を遮断している。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・ 取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

ハ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合は、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。

ニ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上で的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。

・ 経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。

ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・ 「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。

・ 金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。

・ CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。

・ 監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。

ヘ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・ 監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。

ト 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・ 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

・ 監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・ 監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「リョーヨーグループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え経済活動の障害となる反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨むことを規程しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

CSR部を対応部署とし、警察・顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、反社会的勢力に関する情報を収集すると共に、社員への「リョーヨーグループ行動規範」の周知徹底を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

